

## インバウンド向けコンテンツ発掘・磨き上げ業務委託仕様書

### 1 業務名

インバウンド向けコンテンツ発掘・磨き上げ業務

### 2 業務目的

県内の日本人向けの観光コンテンツをインバウンド対応に磨き上げ、OTAへの登録まで一貫した支援を行い、本県へのインバウンド誘客を図る。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）までとする。

### 4 業務内容

#### (1) 観光コンテンツの洗い出し

- ① 磨き上げるコンテンツの選定にあたっては、県内観光コンテンツ事業者に連絡を取り、事業内容の説明を行うとともに、本事業への協力可否や、インバウンド受入に対する意欲、磨き上げへの意欲等のヒアリングを行い、最終的に10以上のコンテンツを選定すること。
- ② 特に福井県へ旅行することが目的となるような、体験・アクティビティ等を選定すること。
- ③ ヒアリングを行う際は事前にヒアリング先やコンテンツ内容を県に相談および報告すること。
- ④ 選定のチェック項目、選定基準、審査員等を選定すること。
- ⑤ コンテンツ選定後、ヒアリング結果や、選定審査結果、選定コンテンツ等の一覧を県に提出すること。

#### (2) 観光コンテンツの磨き上げ

- ① 選定したコンテンツを訪日外国人観光客に魅力的に見えるようにインバウンド向けに磨き上げること。
- ② コンテンツ磨き上げを実施する体制について、観光の知見がある者や外国人を含むこと。
- ③ 現地視察および現地面談、事前評価の検証を行い、コンテンツ磨き上げ案を策定すること。
- ④ 選定したコンテンツの磨き上げ案について事業者と詳細な設計を行うこと。
- ⑤ 選定したコンテンツを磨き上げるにあたって、国の補助金等を活用できる場合には観光コンテンツ事業者に対して積極的に活用を提案し、その支援を行うこと。
- ⑥ コンテンツの磨き上げに関して、ワークショップあるいはセミナー、説明会などを開催し、選定外の観光コンテンツ事業者に対してもインバウンド対応コンテンツを自ら造成できるようにすること。
- ⑦ 観光コンテンツ事業者と連携するため、現地を訪問し磨き上げや商品化に関するアドバイスなどを行うこと。
- ⑧ 磨き上げたコンテンツは、委託期間中にOTAサイトまたは受託事業者が紹介する販路においてインバウンド向けの販売を開始すること。

⑨ 委託期間中におけるインバウンドの販売実績を把握し、報告すること。

(3) 商品化支援（タリフ作成支援）

- ① 外国人目線での評価を踏まえて、コンテンツのブラッシュアップを行い、コンテンツタリフを作成すること。
- ② タリフ様式は別添「タリフ様式」を使用すること。
- ③ 観光コンテンツのタリフの翻訳も委託料に含めること。翻訳は最低限英語、中国語（簡体字・繁体字）に翻訳すること。
- ④ タリフ翻訳は、日本語表記と同様のニュアンスとなるよう、機械翻訳ではなく翻訳士またはネイティブスピーカーによるものとする。
- ⑤ タリフに使用する画像はプロカメラマンの撮影した写真とし、インバウンド層の目を惹くインパクトのあるものとする。
- ⑥ 作成したタリフは福井県に電子データで提出すること。
- ⑦ タリフについて福井県および福井県観光連盟において旅行博、セールスコール、商談会、ホームページなどにおいて自由に使用することができるように観光コンテンツ事業者の承諾を得ること。

(4) OTAサイトへの登録支援

- ① 選定したコンテンツは、外国人観光客が活用するOTAサイトへの登録を行うこと。
- ② OTAサイトへの登録数は10コンテンツ以上を目標とすること。
- ③ 選定した各コンテンツのターゲット層に合ったOTAサイトを、複数のOTAサイトの中から選択し、事業者に提案すること。
- ④ 選定したコンテンツについて外国人観光客が活用する複数のOTAサイトへの登録を支援すること。

(5) プロモーション支援

- ① 選定したコンテンツについて海外からみて魅力的に見えるようにPR方法のレクチャーを行うこと。
- ② 観光コンテンツ事業者に対してインバウンド向け販路の紹介をすること。
- ③ 観光コンテンツ事業者に対して、多言語デジタルパンフレット等インバウンド向けのPRに関するアドバイスを行うこと。
- ④ 各観光コンテンツ事業者が行うSNS発信等情報発信についてのアドバイスを行うこと。
- ⑤ その他、観光コンテンツ事業者からのインバウンドに関する各種相談に誠実に対応すること。

(6) 成果品の提出

受託者は、遅滞なく以下の事項に関する成果品をデータで提出すること。

- ① 観光コンテンツの洗い出し
  - ・ 選定審査結果および選定コンテンツ一覧

② 商品化支援（タリフ作成支援）

- ・作成したタリフデータ
- ・タリフ作成等々に撮影した写真および動画データ

（7）実績報告書

以下の事項について実績報告書を作成し、令和8年3月23日（月）までに福井県交流文化部観光誘客課に提出するものとする。

① 観光コンテンツの洗い出し

- ・選定審査結果および選定コンテンツ一覧
- ・その他県が必要とする事項

② コンテンツの磨き上げ

- ・インバウンド対応のためのセミナー等の開催実績
- ・現地視察と現地面談の内容および実績
- ・各コンテンツの磨き上げ方法および内容
- ・委託期間中におけるインバウンド販売実績
- ・その他県が必要とする事項

③ 商品化支援（タリフ作成支援）

- ・作成したタリフデータ
- ・タリフ作成時等に撮影した写真および動画データ
- ・その他県が必要とする事項

④ OTAサイトへの登録支援

- ・各コンテンツにおけるOTAサイトへの登録情報
- ・その他県が必要とする事項

⑤ プロモーション支援

- ・相談対応状況
- ・その他県が必要とする事項

（8）その他

- ① 福井県との連絡調整を密に行うこと。
- ② 業務の途中経過について県の求めに応じて実績を報告すること。

（9）費用の負担

受注者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- ① 本委託業務を履行するために必要な業務に係る報告書の作成および提出に係る費用
- ② 各種試験検査、写真撮影等に必要な費用
- ③ 打ち合わせの報告説明等のための本県施設への訪問に伴う交通費
- ④ 本県の施設および第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用および補償

## 5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像財産権等は原則として全て県に帰属すること。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 制作するタリフおよびその様式は納品後に県がライセンス料等追加の費用を支払うことなく自由に複製、配布等公開または改変ができること。
- (5) 上記(4)が達成されるよう、受託者は第三者の著作物を利用する場合、著作権の処理を行う。
- (6) 受託者は、本業務により制作されたタリフおよびその様式に関する著作者人格権を行使しない。

## 6 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とすること。
- (3) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とすること。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (7) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定のうえ、書面にて確認すること。